

平成28年(行ツ)第103号

平成28年(行ヒ)第108号

決 定

当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

上記当事者間の東京高等裁判所平成27年(行コ)第77号懲戒処分取消等請求事件について、同裁判所が平成27年12月4日に言い渡した判決に対し、上告人兼申立人らから上告及び上告受理の申立てがあった。よって、当裁判所は、次のとおり決定する。

主 文

本件上告を棄却する。

本件を上告審として受理しない。

上告費用及び申立費用は上告人兼申立人らの負担とする。

理 由

1 上告について

民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは民訴法312条1項又は2項所定の場合に限られるところ、本件上告の理由は、違憲及び理由の不備をいうが、その実質は事実誤認若しくは単なる法令違反をいうもの又はその前提を欠くものであって、明らかに上記各項に規定する事由に該当しない。

2 上告受理申立てについて

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきもの

とは認められない。

よって、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

平成28年7月12日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官 大橋正春

裁判官 岡部喜代子

裁判官 大谷剛彦

裁判官 木内道祥

裁判官 山崎敏充